

金融経済教育推進機構役員給与規程

（令和六年四月二十五日）
規程第五号
改定 令和七年一月二十二日
規程第三号
改定 令和八年一月二十二日
規程第一号

目次

- 第一章 総則（第一条－第三条）
- 第二章 各種手当及び報酬の支払方法について（第四条－第十条）
- 第三章 その他（第十一条・第十二条）
- 附 則

第一章 総則

（目的）

第一条 この規程は、金融経済教育推進機構（以下「機構」という。）の理事長及び理事、監事（以下、「役員」という。）に対する給与等の事項を定める。

（給与）

第二条 理事長及び理事の給与は、本給、地域手当、通勤手当及び特別手当とし、監事の給与は非常勤役員手当とする。（役員に対する給与を総称して、以下、「役員の給与」という。）

- 2 前項の本給及び非常勤役員手当の額は、次条第一項及び第二項の方法により決定した額とする。
- 3 前二項の規定にかかわらず、理事長は理事又は監事と合意した場合には、給与を支給しないことができる。

（本給）

第三条 理事長及び理事の本給は月額とし、次のとおり支給する。

- 一 理事長 一, 〇五八, 〇〇〇円
- 二 理事 八三二, 〇〇〇円
- 2 監事の非常勤役員手当の月額は、一六七, 〇〇〇円とする。

第二章 各種手当及び報酬の支払方法について

(地域手当)

第四条 地域手当の月額は、本給に百分の二十を乗じて得た額とする。

(給与の支給日及び支給方法)

第五条 役員の給与の支給日は、毎月十六日に支給するものとする。ただし、これらの支給日が土曜日に当たるときは直前の営業日、日曜日又は祝日に当たるときは直後の営業日に支給するものとする。

- 2 特別手当は、六月三十日及び十二月十日に支給する。ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日に当たるときはそれぞれの直前の営業日に支給するものとする。
- 3 役員の給与は、法令等に基づきその役員の給与から控除すべき金額を控除し、その残額を直接役員に支給する。
- 4 支給は、役員の同意を得た上で、役員の指定する自己の預貯金口座への全額振込みとする。

(新規に役員となった者の給与)

第六条 月の初日以外の日において新たに役員に任命された者に対する任命当月分の特別手当を除いた給与については、第三条及び第四条に規定する額をその月の現日数から、土日祝日を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

- 2 前条第一項の規定にかかわらず、月の初日以外の日において新たに役員に任命された者に対する、当該任命日の属する月の給与の支給日は、次のとおりとする。
 - 一 任命日が一日から十五日の間であるとき 十六日
 - 二 任命日が十六日から末日の間であるとき 理事長が別に定める日

(役員でなくなった者の給与)

第七条 役員が退職し、解任され、又は死亡した場合は、退職、解任、又は死亡した際の当月分の給与については第三条及び第四条に規定する額をその月の土日祝日以外の日数で除して得た額に、その月の初日からその者が退職し、又は解任された日までの土日祝日を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

- 2 月の末日以外の日において死亡した役員に支給する死亡当月分の本給及び地域手当の額は、第三条及び第四条に規定する額の全額を支給する。

(通勤手当)

第八条 通勤手当の支給基準、支給方法については、原則として別に定める機構の職員の通勤手当に関する規程を準用する。

(監事の業務遂行に当たって発生した交通費)

第九条 監事が機構の業務実施のために発生した交通費は、第二条に定める非常勤役員手当とは別に支給するものとし、その支給基準・支給方法については、原則として金融経済教育推進機構旅費規程(令和六年規程第十八号)を準用する。

(特別手当)

第十条 特別手当は、六月一日及び十二月一日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)に在職する役員に対して支給する。当該基準日前一月以内に退職し、又は死亡した役員についても同様とする。

2 特別手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した場合は、退職し、又は死亡した日現在)において役員が受け取るべき本給及び地域手当の月額並びに本給の月額に百分の二十五を乗じて得た額並びに本給及び地域手当の月額の合計額に百分の二十を乗じて得た額の合計額に、百分の百七十五を乗じて得た額に、基準日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給する。

一 六月 百分の百

二 五月以上六月未満 百分の八十

三 三月以上五月未満 百分の六十

四 三月未満 百分の三十

3 国等の職員が、国等の機関の要請に応じ、引き続きこの規程の適用を受ける役員となった場合において、この者に対して特別手当を支給するときには、当該国等の職員として在籍した期間は、この規程の適用を受ける役員として在職した期間とみなす。

第三章 その他

(端数の処理)

第十一条 この規程の定めるところによる給与計算において生じた円未満の端数は、切り上げるものとする。

(その他)

第十二条 この規程に定めのない事項については、その都度、次の各号に掲げる方法により決定する。

一 役員の給与の種類、金額及び計算方法に関するもの 運営委員会による決議(監事に関するものについては、運営委員会による決議に加えて、監事との協議を行った上で理事長による決裁を要するものとする。)

二 前号に掲げる以外の事項に関するもの 理事長による決裁

附 則

- 1 この規程は、令和六年四月二十五日から施行し、令和六年四月五日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和七年一月二十二日から施行し、遡って令和六年四月五日から適用する。
- 2 令和六年十二月十日に支給する特別手当に限り、第十条第二項中「百分の百七十二・五」を「百分の百七十五」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この規程は、令和八年一月二十二日から施行し、遡って令和七年四月一日から適用する。
- 2 令和七年十二月十日に支給する特別手当に限り、第十条第二項中「百分の百七十五」を「百分の百七十七・五」と読み替えるものとする。